

広域連合だより

発行 後志広域連合 総務課
〒044-8588 虻田郡俱知安町北1条東2丁目
TEL 0136-55-8010 FAX 0136-22-4466
H P <https://www.shiribeshi-kouiki.jp>

第41号 令和6年8月

後志広域連合は、平成19年4月に発足し、管内16町村で構成されています。業務は、税の滞納整理、国民健康保険、介護保険、広域化の調査研究事務を行っています。「広域連合だより」は、当広域連合が行う事業内容を皆さんに知っていただくために発行しています。

総務課からのお知らせ

◇ 令和6年度後志広域連合当初予算の概要

令和6年度の後志広域連合一般会計、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計の概要をお知らせします。

一般会計及び特別会計を合わせた全体の予算総額は134億7,335万円で、前年度との比較では2億4,968万円(△1.8%)の減額となりました。

会計別では、一般会計が26万円(0.1%)の増額、国民健康保険事業特別会計は8,300万円(1.2%)の増額、介護保険事業特別会計は3億3,295万円(5.1%)の減額です。

(単位：千円)

歳 入	
予 算 科 目	金 額
分担金及び負担金	1,067,418
国庫支出金	1,635,381
道支出金	5,917,891
繰入金	134,492
繰越金	632
諸収入	7,781
国民健康保険分賦金	2,106,372
介護保険料	1,073,925
支払基金交付金	1,529,445
財産収入	16
合 計	13,473,353

歳 出	
予 算 会 計	金 額
一般会計	203,511
国民健康保険事業特別会計	7,042,971
介護保険事業特別会計	6,226,871
合 計	13,473,353

税務課からのお知らせ

◇ 当広域連合の引受案件は減少傾向です。

当広域連合の滞納整理の効果や、各町村での滞納整理の推進、さらに過去に滞納処分を受けた方の納税に対する意識の変化などもあり、当広域連合の引受案件は年々減少傾向にあります。

これからも各町村と連携して、更なる滞納額の圧縮、管内の税金滞納ゼロを目指して業務を推進します。

令和5年度 実績

引受件数	引受金額(千円)	徴収金額(千円)
157	43,697	22,446

(徴収率 51.36%)

令和6年度 当初引受

引受件数	引受金額(千円)
157	40,189

(前年比 ±0件) (前年比 ▲3,508)

◇ 期限内の納税が厳しいときは・・・

6月に入り、令和6年度分の町村税の納税通知書がお手元に届きます。

期限内での納付をお願いしていますが、さまざまな事情で期限内での納付が困難な場合は、ご自身の判断で納付を後回しにせず、課税元の町村役場で納税について相談してください。

また、国民健康保険から社会保険に切り替わった際に届け出をされず、新年度分の国民健康保険税が課税されてしまうケースが散見されます。社会保険加入等の異動があった場合は、必ずお住まいの町村へ届け出を行ってください。もしも、届け出をせずに新年度分の課税がされた場合は、報告することにより減免や取消等の対応を受けられますので、お住まいの町村役場の納税担当窓口にご相談ください。

◇ 税金を滞納すると・・・

税金を滞納し続けると、給与や預金等の財産調査により、換価可能な財産があれば差押を執行いたします。また、事情によっては、自宅等の搜索を実施する場合もあります。

差押した預金等の財産は、基本的に返却されず、給与の差押についても、完納となるまでは差押を解除しません。

搜索により引き上げた動産や自動車は、早急な滞納解消が見込めないと判断した場合には公売を実施し、その代金を滞納税に充てることになります。

差押や搜索は、国税徴収法に基づくものであり、正規に納付されている方々との不公平を生じないよう、調査、滞納処分を実施するものです。

税金はきちんと納めましょう！！

国民健康保険課からのお知らせ

◇ 国民健康保険証の更新について

【 保険証更新後のお願い 】

本年8月1日からお使いいただく“緑色”的新しい国民健康保険証（70歳以上の方は国民健康保険証兼高齢受給者証）を7月に交付しましたので、8月以降に医療機関等を受診される際に提示してください。

なお、7月31日までお使いいただいた“えんじ色”的国民健康保険証は、お住まいの町村役場の国民健康保険担当窓口へ返却いただきか、ご自身で細かく裁断した上で破棄してください。

【 「大切なお知らせ」の印字 】

今回送付した国民健康保険証に「大切なお知らせ」を印字しています。

個人番号の下4桁を通知することで正しい情報を証明し、マイナンバーカードを健康保険証として安心してご利用いただけるようお知らせするものです。

万が一、個人番号に誤りがあった場合は、お住まいの町村へお問い合わせください。



◇ マイナンバーカードの健康保険証利用について

【 健康保険証の廃止 】

本年12月2日以降、現在の健康保険証の発行が終了し、マイナンバーカードでの保険証「マイナ保険証」利用を基本とする仕組みに移行します。

本年8月1日からお使いいただく緑色の国民健康保険証は、最長で令和7年7月31日まで使用できますが、12月2日以降に転職や転居などで異動があった場合は保険証の新規発行ができませんので、マイナ保険証をご利用ください。

※ マイナ保険証を保有していない方には、申請が不要の「資格確認書」が交付されますので、医療機関等に提示することで引き続き受診することができます。

【 マイナ保険証のメリット 】

- ・ 紙の保険証よりも、皆さまの保険税で賄われている医療費を最大20円（令和6年6月現在）節約できます。自己負担額は、最大で3割負担の方は6円、2割負担の方は4円減額されます。
- ・ 過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態やほかの病気を推察して治療に役立つことができます。また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。
- ・ 限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

【 申請方法 】

マイナンバーカードの交付申請は、オンライン申請（パソコン・スマートフォン）、郵送による申請、お近くの証明写真機からの申請により行うことができます（※）。

マイナンバーカードを健康保険証として登録するには、マイナポータルやセブン銀行、顔認証付きカードリーダーが導入されている医療機関や薬局で申し込むことができます。

※ いずれの申請にも「個人番号カード交付申請書」が必要となります。紛失等によりお手元にない場合やご不明な点につきましては、お住まいの町村へお問い合わせください。

介護保険課からのお知らせ

◇ 第1号被保険者（65歳以上の方）介護保険料のお知らせ

介護保険料は、65歳になった月（誕生日の前日が属する月）の分から納めることになっています。納付方法は年金額等によって、以下の2通りに分かれています。忘れずに納めましょう。

普通徴収 → 【納付書】や【口座振替】で納めます

- ・年度の途中で65歳になった方
- ・年金が年額18万円未満の方
- ・年度の途中で所得段階が変更になった方
- ・令和6年2月の年金で天引きされなかつた方など

普通徴収での納付がある方には

7月10日に『介護保険料納付通知書』を送付しています。

納入通知書にある各納期限内に取り扱い金融機関等で納めてください。

すでに「口座振替」の届け出をされている場合は、各納期限に届け出のあった口座から自動振替（引落し）されます。

納付漏れを防ぐために

口座振替をおすすめします。

取り扱い金融機関窓口へ預金通帳・通帳届印をお持ちいただくことで手続きができます。

介護保険料の納付漏れを防ぐためにも口座振替の手続きをおすすめします。

▼ 普通徴収の各期別納期限（R6）

期 別	納 期 限
第1期	7月25日（木）
第2期	8月26日（月）
第3期	9月25日（水）
第4期	10月25日（金）
第5期	11月25日（月）
第6期	12月25日（水）
第7期	1月27日（月）
第8期	2月25日（火）

特別徴収 → 年金から【天引き】されます

- ・年金が年額18万円以上の方
(手続きの必要はありません。)

特別徴収の方には

介護保険料は、年金の支払い月（4月・6月・8月・10月・12月・2月）に年6回天引きされます。

7月25日に『介護保険料特別徴収通知書』を送付していますので、年金から天引きされる保険料額を確認ください。

介護保険料は原則「年金天引き」

公的年金を年額18万円以上受給されている方は、原則「年金天引き（特別徴収）」により徴収されることとなっています。そのため、被保険者の希望で「納付書で納める方法（普通徴収）」へ変更することはできません。

仮 徹 収



本 徹 収

特別徴収にはいつ変わるの？

普通徴収の方が特別徴収の対象者として把握されると、おおむね6カ月～1年後に特別徴収となります。

他方で、現在特別徴収で介護保険料を納めている方でも、「住所」や「収入」に変更などがあると、一時的に普通徴収になったり、特別徴収と普通徴収の併用で介護保険料を納めていただく場合があります。